

II 各論

第2章 共に支え合う心をはぐくむまち創り

1. 心のユニバーサルデザイン

障がい者が、住み慣れた地域で一人の人間として人権を尊重され、健やかに安心して暮らしていくためには、障がい者や障がいに対する地域全体の理解を深めていくことが重要です。障がい者に対する差別の多くは誤解、偏見、理解不足から生じている場合が多いことから、そのような差別につながる心の障壁（バリア）を取り除き、障がい者が特別な存在ではなく、障がいのない人々と地域で共に暮らしていく社会の一員であるという「心のユニバーサルデザイン」の理念について理解を深める必要があります。

障がいへの理解を深めるためには、子どものころからの教育が重要とされており、広く市民に向けた啓発・広報活動の充実はもちろんのこと、小・中学校などでの福祉教育を積極的に推進していきます。

併せて、サービスの利用などにおける障がい者の自己決定権や主体性を保証し、障がい者が安心して社会参加できるように、障がい者個々の権利を擁護する仕組みを一層充実させていきます。

（1）啓発・広報活動の充実

■現状と課題

本市では、毎年実施される「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）を広報紙やポスターなどでその周知に努めています。

また、市役所内に福祉ギャラリーを設け、障がい者施設などで製造・販売をしている製品を常時展示しています。展示は1団体1か月で、平成17年度は9

団体が参加しました。このほか福祉ギャラリーには施設に関するパネル展示やパンフレット又は広報紙などを置き、市民への周知に努めています。

アンケート結果によると、「障がい者が地域や社会に積極的に参加できるようにするために必要な取組は何か」との設問に対し「人々が障がい者を受け入れるような考えを広める活動」と回答したのは、知的障がい者が33.0パーセントで最も高く、精神障がい者も比較的高く24.6パーセント、身体障がい者では15.3パーセントでした。

今後も障がい者や障がいへの正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を広めるため、広報紙の積極的な活用をはじめ、啓発イベントの実施、ポスター、パンフレット、インターネットなど、あらゆる媒体を活用した効果的な啓発・広報活動の推進が求められます。

また、聴覚障がいや発達障がいなど外見では分からない障がい、高次脳機能障がい¹など一般的に浸透していない障がいがあることなどを市民に理解してもらえるよう、啓発活動に取り組む必要があります。

■施策の方向

① 多様な広報媒体の活用

市や関係団体が発行する広報紙、パンフレット、ポスター、インターネットなどの積極的活用により、啓発・広報活動の充実を図ります。

今後は国や県の動向を踏まえながら、発達障がいや高次脳機能障がいなど、一般的に浸透していない障がいの周知も視野に入れます。

② 障がい者福祉活動の周知

市役所に常設している福祉ギャラリーの活用に努め、障がい者など本人による自主的な周知活動を支援します。

また、障がい者が製造・販売している製品、活動状況などの周知を多様な手段で実施します。

③ 啓発活動の充実

障害者週間、障害者雇用促進月間及び人権週間については、これまで国や県の依頼に併せて周知を行ってきましたが、今後は市が主体となった取組の実施についても関係機関と協議し、検討していきます。

¹ 高次脳機能障がい……交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障がいや注意障がいといった認知障がいや、社会的な行動障がいなどをきたす。

(2) 福祉教育の充実

■現状と課題

市民一人ひとりが障がい者や障がいへの正しい理解を深めるためには、子どもたちからお互いに思いやる心をはぐくむ福祉教育が重要であるといわれています。

本市の小・中学校では、総合的な学習時間の年間指導計画に福祉教育の内容を位置付け、福祉体験学習や施設訪問ボランティアなどの活動を行い、福祉の心を育てる教育の充実に努めてきました。

障がいのある幼児・児童・生徒についての理解はまだまだ不十分な点もあり、今後はより一層、交流教育や体験学習を通じ、学校内外でのふれあいや交流の機会を充実する必要があります。

■施策の方向

① 福祉副読本などの活用

将来を担う児童・生徒が障がい者への正しい理解を深めることができるように、福祉副読本などを活用した学習を推進します。

② ボランティア教育の充実

総合的な学習時間の年間指導計画の福祉教育の内容に基づき実施している福祉施設訪問ボランティアについて、事前調査を含む訪問活動計画の作成、体験記録に関するグループ発表の実施など、学習効果をより高めるよう内容の充実を図ります。

③ 体験学習の充実

社会福祉協議会や障がい者施設などと連携を図り、障がいの疑似体験を行うなど体験学習の機会を拡充させます。

④ 障がいをテーマとした教育研修会の充実

県と連携して、幼・小・中学校の教職員などに対する、障がい者や障がいへの理解を深める研修や道徳教育に関する指導方法についての研修を充実させます。

(3) 権利擁護の推進

■現状と課題

ノーマライゼーションの理念は社会的に徐々に浸透しつつありますが、障がい者が誤解、偏見により一人の人間として人格や人権を損なわれたり、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が十分ではない人々が不利益を受けたりする例は、依然としてみられます。

本市では、市社会福祉協議会が、障がい者のサービス利用援助や苦情処理、日常的な手続などを行う地域福祉権利擁護事業^注を実施しており、その利用も年々多くなっています。

今後も、あらゆる機会・場を活用して市民の人権意識の高揚を図るとともに、障がい者の権利擁護のための各種制度を普及させ、利用を促進することが求められます。

■施策の方向

① 市民における人権意識の高揚

市民の人権意識を高め、差別のない社会の実現を図るため、人権問題に関する各種情報提供や啓発活動に取り組みます。

② 成年後見制度¹の利用促進

知的障がい者や精神障がい者などの財産管理や契約時における権利保護を目的とした成年後見制度の利用を促進するため、ホームページ²などを利用した制度の周知とともに、関係機関などに対する制度の重要性の認識と利用促進への意識付けに努めます。

③ 地域福祉権利擁護事業の利用促進

判断能力が十分ではない障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉権利擁護事業の普及を図ります。

^注地域福祉権利擁護事業……平成19年度より、日常生活自立支援事業に変更となります。

¹成年後見制度……知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

²ホームページ……インターネット上で見ることができるページのこと。

2. 創意を生かした地域福祉活動の促進

障がい者がいきいきと暮らすことができる地域社会を築くため、住民やボランティア、NPO¹、専門家などが協働し、創意工夫により地域の様々な課題に取り組んでいくまちづくりを進めます。

創意を生かした相互扶助の仕組みづくりの前提条件として、誰もが気軽に活動に参加できる環境を整備する必要があります。このため、ボランティア団体や障がい者支援団体など、活動の受皿となる組織の育成や支援を推進します。

(1) ボランティア活動の推進

■現状と課題

全国的に高齢化、核家族化及び価値観の多様化が一層進み、本市においても地域社会の姿が大きく変わってきています。従来家族や地域社会が担ってきた自助、共助の機能を回復させ、地域福祉活動の活性化を図るためには、活動の要となるボランティア団体やNPOなどへの支援を充実させる必要があります。

アンケート結果によると、「障がい者が地域や社会に積極的に参加できるようにするために必要な取組」として、身体障がい者の9.1パーセント、知的障がい者の17.9パーセント、精神障がい者の15.9パーセントが「障がい者の参加を補助するボランティアを多数育成する」ことを望んでいます。

ボランティア活動には、福祉に限らず多面的な効果があり、それを支援し推進することにより、より安心して暮らせる地域社会をつくることはもちろん、活動に参加する本人自身の自己啓発や生きがいづくりにもつながっていきます。

本市では、関係機関・団体にボランティア登録している個人、団体などが、障がい者や高齢者などの日常生活や社会参加を支援する、地域に根ざした活動を行っています。

また、市社会福祉協議会のボランティアセンターではボランティアへのきっかけづくりと活動に携わる人の資質向上に努めるとともに、ボランティア団体

¹NPO……ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織を指す。Non-Profit Organizationの略。

などの活動内容を市民に広くPRしています。

今後も、関係機関・団体と連携し、引き続き市民がボランティア活動に気軽に参加できるように、ボランティア活動に対する市民の意識づくりに努めます。

■施策の方向

市民に対して、ボランティア活動に関する意識啓発や情報提供を行い、ボランティア活動への参加を促進します。

また、関係機関・団体と連携し、ボランティア活動へのきっかけづくりを目的として、各種講座を実施し、人材育成に努めます。

(2) 関係団体の育成、活動支援

■現状と課題

障がい者が地域でいきいきと暮らすために、障がい者の日常生活や社会参加を支援するボランティア団体やNPOの活動が大きな力となり、さらに、障がい者とその家族を地域で孤立させないためには、当事者同士の交流を促進する障がい者支援団体が非常に大きな役割を担っています。

障がい者支援団体は、現在、障がい者福祉の向上や親睦を深める活動などを定期的に行うとともに、生活の向上や団体活動に有益な研修を受けたり、障がい者施設の運営や支援に携わったりと、団体の目的に即した様々な活動を展開しています。

今後も、障がい者支援団体の育成と支援に努めていく必要があります。

■施策の方向

障がい者支援団体の育成に努め、自主的な活動を支援するとともに、団体相互の連携を促進します。

(3) マンパワーの充実

■現状と課題

福祉サービスは基本的に人的サービスであり、障がい者のニーズに的確に応え、生活の質を向上させるためには、必要な専門的知識と高い意識を持つサービスの担い手が必要とされます。

市では、これまで専門職の確保を図るとともに、障がい福祉サービスに従事する職員の資質の向上に努めてきました。

また、地域においては、民生委員・児童委員、主任児童委員¹が障がい者などの相談に応じています。

今後も、年々多様化する障がい者やその家族のニーズに応えるため、各分野でのマンパワー²の確保と資質の向上に取り組む必要があります。

■施策の方向

① マンパワーの確保

今後も、専門的相談、支援などに従事する社会福祉士³、保健師など専門職の確保に努めます。

② 研修の充実

新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障がい者に配慮した適切な接遇方法など、職員研修を充実させます。

また、地域に密着した相談活動を行う民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に、障がいに関する最新の知識や障がい者の権利擁護などに関する研修会の開催に努めます。

¹ 主任児童委員……いじめや不登校、虐待など、子どもを取り巻く複雑な問題に対応するため地域に配置される。民生委員を兼務している児童委員のうち、特に児童福祉を専門に担当する委員。

² マンパワー……人材資源のこと。

³ 社会福祉士……専門的知識及び技術をもって、障がい者などの福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行う者。